

新潟市水道局エネルギー管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づき、新潟市水道局（以下「局」という。）におけるエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に推進するため、エネルギーの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業管理者の責務)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、水道事業におけるエネルギーの使用の合理化を図るため、エネルギー管理体制を整備するとともに、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 管理者は、局におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する取組方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

(エネルギー管理統括者)

第3条 省エネ法に規定するエネルギー管理統括者は、管理者が選任する。

2 エネルギー管理統括者は、局のエネルギー管理業務を統括管理する。

(エネルギー管理副統括者)

第4条 エネルギー管理統括者の業務を補助するため、エネルギー管理副統括者を置く。

2 エネルギー管理副統括者は、エネルギー管理統括者が選任する。

(エネルギー管理企画推進者)

第5条 省エネ法に規定するエネルギー管理企画推進者は、管理者が選任する。

2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者の命を受け、局全体におけるエネルギーの使用の合理化に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) エネルギーの使用の方法の改善に関すること。
- (2) 省エネ法に規定する中長期計画書の作成に関すること。
- (3) 省エネ法に規定する定期報告書の作成に関すること。
- (4) その他局全体における総合的なエネルギーの使用の合理化に向けた取組に関し必要な事務に関すること。

(エネルギー管理員)

第6条 省エネ法に規定するエネルギー管理員は、エネルギー管理指定工場（以下「指定工場」という。）ごとに、当該指定工場に所属する職員の中から管理者が選任する。

(エネルギー管理担当者)

第7条 局が設置する庁舎又は浄水場（以下「庁舎等」という。）ごとに、当該庁舎等のエネル

ギー管理を適切に行うため、エネルギー管理担当者を置く。

- 2 エネルギー管理担当者は、エネルギー管理統括者が選任する。
- 3 エネルギー管理担当者は、エネルギー管理企画推進者と連携して、所管する庁舎等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、次に掲げる業務を行う。
 - (1) エネルギーを消費する設備の維持管理に関すること。
 - (2) エネルギーの使用方法の改善及び監視に関すること。
 - (3) 第8条に規定するエネルギー管理標準の作成に関すること。
 - (4) 所管する庁舎等の職員に対する教育及び指導に関すること。
 - (5) その他所管する庁舎等におけるエネルギーの使用の合理化に関し必要な事務に関すること。

(エネルギー管理標準)

- 第8条 エネルギー管理担当者は、その所管する庁舎等について、取組方針に基づき、エネルギー管理標準（以下「管理標準」という。）を定めるものとする。
- 2 管理標準の作成に当たっては、省エネ法が定める判断基準に準拠しなければならない。
 - 3 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理担当者が管理標準を定めるに当たり、助言及び指導等を行う。

(職員の責務)

第9条 局の職員は、管理標準に基づき、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(新潟市水道局エネルギー管理委員会)

第10条 エネルギー管理統括者は、エネルギー管理業務の円滑な実施及び各関係課等との連携を図る必要があると認めるときは、別に定める新潟市水道局エネルギー管理委員会を開催することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する